



福岡医発第 3009 号 (地)

平成 28 年 2 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

有害物ばく露作業報告対象物（平成 28 年対象・平成 29 年報告）について

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき、事業者は労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気または粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 の有害物ばく露作業報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとなっております。

今般、告示の一部が下記のとおり改正され、平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成 29 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで）の対象となる物が新たに定められました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 今回の告示の改正により、有害物ばく露作業の報告の対象となる物は、別紙に定めるとおりです。

なお、「炭化けい素（ウィスカー及び繊維状のものに限る。）」の「ウィスカー」とは、幅（直径）が数 μm 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが 5 μm 超、幅が 3 μm 未満、長さが幅の 3 倍を超える繊維をいいます。

- 2 事業者は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、または取り扱った対象物の量が 500 キログラム以上になった時は、平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければなりません。

小郡三井医師会より

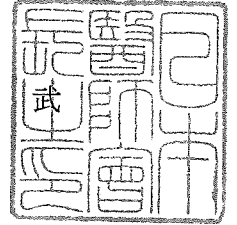
産業保健担当理事 榎藤秀之
会長 廣瀬真恵

日医発第1002号（地Ⅱ183）

平成 28 年 1 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義



有害物ばく露作業報告対象物（平成28年対象・平成29年報告）について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、有害物ばく露作業報告対象物（平成28年対象・平成29年報告）について、別添のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき、事業者は労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気または粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとなっております。

今般、告示の一部が下記のとおり改正され、平成28年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成29年1月1日から3月31日まで）の対象となる物が新たに定められました。

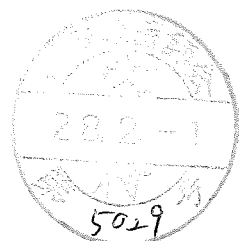
つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

記

- 1 今回の告示の改正により、有害物ばく露作業の報告の対象となる物は、別紙に定めるとおりです。

なお、「炭化けい素（ウィスカー及び繊維状のものに限る。）」の「ウィスカー」とは、幅（直径）が数 μm 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが5 μm 超、幅が3 μm 未満、長さが幅の3倍を超える繊維をいいます。

- 2 事業者は、平成28年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、または取り扱った対象物の量が500キログラム以上になった時は、平成29年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければなりません。





基安発 1225 第1号
平成 27 年 12 月 25 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告対象物(平成 28 年対象・平成 29 年報告)について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 95 条の6の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。)により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり平成 28 年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告(報告期間は平成 29 年1月1日から3月31日まで)の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いします。

記

1 制度の概要

安衛則第 95 条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の7の有害物ばく露作業報告書(以下「報告書」という。)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)であること。

なお、「炭化けい素(ウィスカー及び繊維状のものに限る。)」の「ウィスカー」とは、幅(直径)が数 μm 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが5 μm 超、幅が3 μm 未満、長さが幅の3倍を超える繊維をいうこと。

コード	物	含有量 (重量%)
2 1 5	アセトンシアノヒドリン	1%未満
2 1 6	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	0.1%未満
2 1 7	エチリデンノルボルネン	0.1%未満
2 1 8	4-クロロオルト-フェニレンジアミン	0.1%未満
2 1 9	2-クロロニトロベンゼン	0.1%未満
2 2 0	2-(ジエチルアミノ)エタノール	1%未満
2 2 1	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.1%未満
2 2 2	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	0.1%未満
2 2 3	ジチオりん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	0.1%未満
2 2 4	炭化けい素(ウィスカー及び繊維状のものに限る。)	0.1%未満
2 2 5	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	0.1%未満
2 2 6	テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名C Iダイレクトブルー15)	0.1%未満
2 2 7	2, 4, 6-トリクロロフェノール	0.1%未満
2 2 8	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	0.1%未満
2 2 9	ヒドロキノン	0.1%未満
2 3 0	N-(ホスホノメチル)-グリシン(別名グリホサート)	0.1%未満
2 3 1	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	0.1%未満
2 3 2	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満

3 報告の期間等

事業者は、平成 28 年1月1日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が 500 キログラム以上になったときは、平成 29 年1月1日から同年3月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。